

労 働 条 件

1 雇用期間

採用日から、その年度の3月31日まで

(基本更新となります。また、5回目の更新後の1年間に、無期転換の申込権が発生し、無期か有期かを選択できます。)

2 勤務内容

(1) 就業場所

旭川市神楽岡10条5丁目1-28

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会すずかけ事務所1階

(旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所)

(2) 業務内容

訪問介護業務（介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者が必須となります。）

(3) 職名

パート職員

3 労働時間

ご相談に応じます。

(旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所は、年中無休で、6時～22時がサービス提供時間ですが、日中しか勤務できない。月・水曜日しか働けないなどのご相談に応じます。)

4 休暇

(1) 年次有給休暇

あります。所定労働日数及び勤務年数に応じて付与します。

(2) その他の休暇

忌引休暇、病気休暇、産前産後休暇など

5 給与など

(1) 時給

ア 介護福祉士

1,480円（時給1,150円+330円（処遇改善等加算））

イ 介護職員初任者研修修了者

1,450円（時給1,120円+330円（処遇改善等加算））

(2) 各種手当

住居手当、特殊勤務手当、退職手当（勤続1年以上（勤務月数×1,000円））など

(3) 賞与はありません。

(4) 保険など（労働日数によって異なります。）

社会保険、雇用保険、労災保険 ※社会保険又は雇用保険のみの加入も可能です

(5) 職員親睦会

月額100円を負担していただきます。

(6) 賃金支払日

月末締め翌月15日（銀行振込）

6 試用期間

採用日から3か月間です。

7 お問合せ先

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 在宅サービス課（担当 大海寺）

電話：0166-60-1755

Mail zaitakusa-bisu@asahikawa-shakyo.jp



だいかいじ